

# 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

## 活用のしおり

### 保護者の方へ



## アレルギー疾患を有するお子さんをおもちの保護者の方へ

近年、学校にはアレルギー疾患を有するお子さんが多く通われるようになりました。アレルギー疾患を有するお子さんの学校での生活をより安全で安心なものとするため、学校は、お子さんのアレルギー疾患について詳しい情報を把握する必要があります。

お子さんがアレルギー疾患により学校生活をおくるうえで、校内での配慮や管理が必要で、学校での対応を希望される場合は、主治医に「学校生活管理指導表」の記入をしていただき、学校へ提出してください。

なお、主治医および保護者の判断で、疾患があっても学校での配慮や管理が必要でないお子さんは、提出の必要はありません。

### 生活管理指導表について

＊ 「学校生活管理指導表」は主なアレルギー疾患を表裏一枚で記載できるようになっています。

表：気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎  
裏：食物アレルギー・アナフィラキシー

＊ 主治医には、お子さんの疾患についての情報と、学校生活上の指示を記載していただきます。

#### ◇「病型・治療」欄

当該疾患の原因や症状、服用中の薬など、お子さんの疾患の状況が記載されます。

#### ◇「学校生活上の留意点」欄

学校生活における配慮・管理の必要性が記載されます。

※ 主治医が「学校生活管理指導表」を記載する際には文書料(有料)がかかります。子ども医療費助成制度は利用できません。文書料については各医療機関にお問い合わせください。

### ＊食物アレルギー対応について＊

学校給食においては、学校生活上の留意点 A-2. ◆管理の必要な食品についての完全除去を基本として対応します。ただし、牛乳、乳アレルギー及び口腔アレルギー症候群の対応については一部個別対応を行います。原則として代替食の提供はしません。

各学校の給食室の能力や環境、通われている児童生徒の状況により、対応方法に差があります。「学校生活管理指導表」の提出後、主治医の先生の指示のもと、学校と保護者の方とで相談して詳細な対応の確認を行ってください。

学校給食では油の共用が基本となります。医師の診察時に、油の共用が可能か、ご確認ください。アレルギーの程度によって、家庭よりお弁当を持ってきていただく場合があります。

＊ 「学校生活管理指導表」は、「食物アレルギー・アナフィラキシー」欄に記載があり、継続して配慮、管理が必要な場合は、毎年提出していただく必要があります。

＊ 保護者記入欄をご記入のうえ、学校へ提出してください。

表

名前・性別・生年月日・年齢・学校名を記載したうえ受診してください。

「気管支ぜん息」、「食物アレルギー・アナフィラキシー」が「あり」の場合、保護者の緊急連絡先を記入してください。

裏

緊急時などの対応のため、記載された情報を教職員全員及び救急搬送時の関係機関で共有する必要がありますので、同意のうえ、保護者の方の署名をしてください。

＊ 診断根拠が「未摂取」による管理が必要な食品については、医師と相談のうえ家庭で摂取し、次回の対応見直しの際に解除できるようご協力ください。